

## 「ストーカー総合対策」取組状況（概要）

令和 4 年 7 月 15 日

ストーカー総合対策関係省庁会議

### I 主な取組状況（令和 4 年 5 月 31 日現在）

#### 1 被害者からの相談対応の充実

- 事案の認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を統合した体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進【警察庁】
- 令和 3 年 6 月に教職員支援機構において地方公共団体の教育相談指導者を対象とした犯罪被害者に関する内容を含む教育相談の研修を実施【文部科学省】
- 「官官・官民連携促進事業」における研修において、関係機関協議会の活用を含む関係機関との連携協力を推進するほか、令和 2 年度から、官民連携の下で、配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等に対して、都道府県等を通じて交付金を交付【内閣府】
- 日本司法支援センター（法テラス）において、ストーカー事案の被害者に対し、法制度や相談窓口に関する情報提供、資力を問わない法律相談等を実施【法務省】

#### 2 被害者情報の保護の徹底

- 令和 3 年 8 月、都道府県警察に発出した「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について（通達）」において、被害者情報の提供禁止に係る周知を実施【警察庁】
- 運輸支局等に対して、会議や研修を通じ、犯罪被害者等に係る情報管理の徹底及び地元警察署等のストーカー等に係る相談窓口との連携を指導【国土交通省】
- 平成 18 年 6 月に成立した公職選挙法の一部を改正する法律により、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあるなど、市区町村選挙管理委員会が閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは閲覧を拒否することとするなど、個人情報保護に配慮した制度へと見直しを行っており、その厳格な取扱いについて周知を実施【総務省】

#### 3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進

- 国土交通省ホームページにおいて、公営住宅の優先入居制度について紹介するとともに、法務省ホームページもリンク付けし、被害者等への情報提供を実施【国土交通省】
- 令和 4 年度において、地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助及び配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税等による財政措置を実施予定【内閣府・総務省】

#### 4 調査研究、広報啓発活動等の推進

- 令和 4 年度において、ストーカー加害者に対する再犯防止のための効果的な精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究に係る経費を措置【警察庁】

- 令和3年度において、配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業を実施し、令和4年5月に地方公共団体で活用可能な「試行のための留意事項」を策定【内閣府】
- 都道府県に対し、「婦人保護啓発活動事業」を通じて、ストーカー行為等の具体的な内容や身を守る方法、被害を受けた場合の対処方法等について周知するよう依頼【厚生労働省】
- 令和3年度に開催されたPTAの総会において、全国のPTA団体に対し、啓発リーフレットにより、若年層の性暴力被害予防の必要性等について周知【文部科学省】

## 5 加害者対策の推進

- 令和3年1月から、保護観察対象者に対する類型別処遇に「ストーカー類型」を新設し、必要に応じて関係機関と連携し、問題性等に焦点を当てた処遇を実施【法務省】
- 令和4年3月、各都道府県警察に発出した「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について（通達）」に基づき、保護観察所との情報共有を推進【警察庁】
- ストーカー行為等により受刑後仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予となった者について、保護観察所と警察の緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握し、必要な措置を実施【法務省】

## 6 支援等を図るための措置

- 日本司法支援センター（法テラス）において、犯罪被害者等（ストーカー事案被害者を含む。）や関係機関・団体から意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるほか、職員に対し、二次的被害の防止のための研修を実施し、養成、資質向上及び体制整備を推進【法務省】
- 令和4年度予算において、ストーカー行為等の被害者の保護や支援のための経費を措置【厚生労働省】

## II 今後の方向性

令和3年中に警察に寄せられたストーカー事案の相談等件数は19,728件と前年比では減少したが、検挙件数は前年比では増加しており、引き続き高い水準で推移している。

このような状況を踏まえ、令和2年12月25日に閣議決定された「第五次男女共同参画基本計画」や令和4年6月3日にすべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部において決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（女性版骨太の方針2022）、令和3年8月26日に全面施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第45号）に基づき、関係省庁、関係機関が連携したストーカー対策をより一層強力に推進する。